

# せたな

せたな町民文化祭(大成)



ハンフォード市へ行ってきました  
平成18年度せたな町バランスシートを公表します  
メタボリックシンドロームと動脈硬化の関係について



せたな町姉妹都市交流推進協議会（鶴入泰宏会長）が実施した「ハンフォード市訪問団派遣事業」について、参加者の感想をまじえながら、その体験の一部をご紹介します。

10月15日から24日までの8泊10日の旅行日程で、瀬棚商業高等学校見学旅行15名にまじりながら一般公募による5名の成人と高橋町長、事務局が、せたな町の姉妹都市でありますハンフォード市を訪問しました。（総勢22名）ハンフォード市滞在中は、高校生と同様に一般家庭にホームステイをし、生活習慣や文化・風習に触れ、また農場や施設の見学などハンフォード市姉妹都市委員会（プレント・グラハム会長）で用意された濃厚なプログラムにより、参加者全員アメリカ・ハンフォード市を十分に体験させていただきました。

[せたな町姉妹都市交流推進協議会 事務局  
瀬棚教育事務所 神田 昌]

# ハンフォード市へ行ってきました

## ハンフォード市訪問団派遣事業

### 大根田 登 さん（瀬棚区）

再度の訪問となった姉妹都市ハンフォード訪問旅行はカリフォルニアの日差しのような暖かい歓迎を受け、毎日朝から忙しい日程の中充実した日々を送ることが出来ました。前回の成人派遣より一日ホームステイが増えたため私達成人訪問団のために市内の産業や各種施設の見学だけでなく一日日程で200km以上離れたアメリカ西部を代表するヨセミテ国立公園に案内していただき氷河の侵食によって出来た巨大な花崗岩の岩峰やセコイヤなどの巨木の森に感動しました。姉妹都市委員会や市民の皆さんの暖かいもてなしに感謝し来年6月に来訪される訪問団の受け入れ準備を進めたいと思います。



### 野中 正孝 さん（北檜山区）

姉妹都市交流に参加を許され感謝します。訪米で2点に注目しました。①中東への派兵について。キリスト教国でありながら矛盾はないか。②農業において、日本の進む方向は？光の部分だけでなく、影の部分も知りたいと考えた。受け入れ家庭や、戦争体験のある2世、活躍中の3世、4世の方々とのお重なる出会いがありました。参加者との議論を通し、充実した時を持ってました。全ての関係者の方々に感謝致します。

### ■ハンフォード市訪問を終えて

10月15日から24日までの10日間の日程で、瀬棚商業高校の見学旅行と共に町民7名の合せて22名でハンフォード市を訪問し、友好を深めてきました。ご存知のようにハンフォード市は、旧瀬棚町と姉妹都市関係にあったことから、合併後も新町との姉妹都市交流を継続しています。

今回の訪問では、ハンフォード姉妹都市委員会のグラハム委員長そして委員会のメンバー、ゴンザレス市長はじめ市民の方々の暖かい歓迎を受け、無事公式日程を終えることが出来ました。

私は、仕事の関係で一足早く帰国しましたが、高校生はじめ訪問団全員がハンフォード市の歴史と文化に触れ、ホームステイや高校、農場視察などしっかりと交流を深められたことは大きな成果であり、それぞれ何物にもかえがたい多くの収穫をしたと確信をしています。帰国後、早速グラハム委員長そしてゴンザレス市長に対し、お礼の書簡をさし上げたところです。来年は、ハンフォード市より高校生、市民の皆さんがせたな町に来る年でありますので、せたな町姉妹都市交流推進協議会を中心に町民の皆さんで暖かくお迎えできればと思っております。 [せたな町長 高橋 貞光]

### ■日程表

1	10/15	せたな町発 - 新千歳空港 - - 成田空港 - ▶ サンフランシスコ国際空港	<機内泊> Pire39・ツインピークス・ケーブルカー・ゴールドゲートブリッジ <サンフランシスコ泊>
2	10/16	サンフランシスコ ▶ ハンフォード	歓迎セレモニー・記念撮影 <ホームステイ>
3	10/17	ハンフォード滞在	市街地ツアー・市役所訪問・クラーク美術館・歓迎夕食会 <ホームステイ>
4	10/18	ハンフォード滞在	マンザリノ牧場・チーズ工場見学・ピスタチオ農園・姉妹都市委員会と会食 <ホームステイ>
5	10/19	ハンフォード滞在	ヨセミテ国立公園・フレゾノ <ホームステイ>
6	10/20	ハンフォード滞在	フリータイム <ホームステイ>
7	10/21	ハンフォード ▶ ロサンゼルス	ユニバーサルスタジオ・ハリウッド見学 <ロサンゼルス泊>
8	10/22	ロサンゼルス国際空港発▶	チャイニーズシアター見学 <機内泊>
9	10/23	- 成田空港 - ▶ 新千歳空港着	<千歳泊>
10	10/24	千歳発 ▶ せたな町着	



ピスタチオの農場と加工場を見学しました。これはピスタチオの実です。加工場内ではちょこちょこつまみ食いをしながら…



3 野中 明子 さん (北檜山区)

印象に残ったのは、茶色に枯れた大地、見渡す限りの綿やトウモロコシやアーモンドの木々、巨大な農業機械、ヨセミテの巨大な白い岩と森林など。滞在先で、機能的で大きな洗濯機や皿洗機を見、戦争、大統領選挙、少子化等話し合い、私も親子丼など家庭料理を作った。捕虜収容所の体験をもつ日系婦人と出会い、写真や本を拝見し、街巡りも御一緒に。広大な面積に暮らす多様な人種！最高の旅にお世話下さった方々に感謝します。



**篠田 智美 さん (北檜山区)**  
 回覧板でハンフォード市訪問団員募集の記事を見つけ、前年度に受け入れた高校生に会いたくなり応募しました。  
 ハンフォード滞在から3日目、大学生になって故郷を離れていた彼女が授業を休んで5時間以上かかる道のりを電車とバスを乗り継いで私に会うために帰ってきてくれたのです。嬉しかったですね！  
 他にもたくさんの感動を体験した今回の姉妹都市交流は私にとって貴重な財産となりました。  
 来年度は、ハンフォードの方を受け入れて再び交流したいと考えています。機会を与えて下さった方々に感謝します。



**信太 成子 さん (大成区)**  
 地平線が山々の峰ではなく、海でもない。農地である。延々と巨大とは斯くあるものかとアメリカに気圧されて、ハンフォード市街へ。そこで、先導する消防車により全線青信号、ノンストップという札幌でも幹線道路だけのシステムで、とてもVIPな歓迎を受け、「あー自分は場違い」と動揺しました。非常に親切なホストファミリー、委員会の方のご好意で数ヶ所見学した中で、最も感銘したのはカジノ付随のホテルです。インディアンレプリカで装飾され華やかではないのですが歴史を大切にしている思いが強く感じられました。また、客室にも点字表示がありました。今回の訪問は、ハンフォードの暖かい人達に感謝する事はもとより、その心遣いに驚く日々でした。



6 ①高橋町長からゴンザレス市長へ町花水仙が描かれている大皿を贈呈 (作:浅野秀雄) ②チーズ工場を見学。後ろに高々と積み重ねられているのは全てチーズです。みなさん平気そうですが、実は冷蔵庫なのです。③マンザリノ牧場のトラクター。スケールが違います。④ヨセミテ国立公園にてこんな太い木がそこら辺に…⑤ヨセミテ国立公園頂上付近の観光スポットにて⑥ハンフォードの事務局的存在「フクダさん」(前列中央)の別荘近くの海岸。デンジャー看板を遥かに越えてしまいました。



# 平成18年度 せたな町普通会計

# バランスシートを公表します



「バランスシート」  
（貸借対照表）とは…

地方公共団体におけるバランスシート（貸借対照表）とは、作成基準日現在に町が保有するすべての資産（施設や道路などの財産）、負債等の状況を一目でわかるように表示したものです。

バランスシートでは、表の左側（借方）には資産が、右側（貸方）には負債と正味資産が表示されており、資産＝負債＋正味資産となります。

なお、地方公共団体のバランスシートには、民間企業における「資本」という概念がなく、「正味資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表しています。

## 平成18年度 せたな町バランスシート （平成19年3月31日現在）

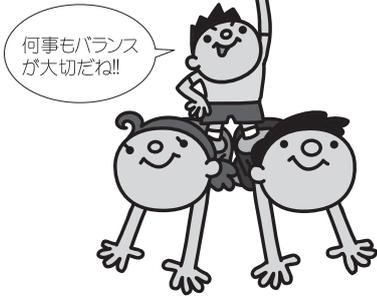
借方 （資金をどんな資産に変えたのか）		貸方 （資金をどこから調達したのか）	
[資産の部]		[負債の部]	
<b>①有形固定資産⑤</b>		<b>①固定負債</b>	
1 総務費	35億3,512万円	1 地方債①	139億7,500万円
2 民生費	15億3,934万円	2 債務負担行為	0万円
3 衛生費	3億6,997万円	3 退職給与引当金②	18億1,115万円
4 労働費	2,376万円	<b>固定負債合計</b>	<b>157億8,615万円</b>
5 農林水産業費	70億2,399万円	<b>②流動負債</b>	
6 商工費	18億9,237万円	1 翌年度償還予定額③	16億4,146万円
7 土木費	135億3,649万円	2 翌年度繰上充用金	0万円
8 消防費	1億8,490万円	<b>流動負債合計</b>	<b>16億4,146万円</b>
9 教育費	65億4,709万円	<b>負債合計</b>	
10 その他	1,458万円		<b>174億2,761万円</b>
<b>有形固定資産合計</b>	<b>346億6,761万円</b>	[正味資産の部]	
（うち土地	42億2,694万円）	1 国庫支出金	70億5,781万円
<b>②投資など</b>		2 道支出金	47億7,814万円
1 投資及び出資金⑥	17億5,734万円	3 一般財源など	89億273万円
2 貸付金	1,699万円	<b>正味資産合計④</b>	<b>207億3,868万円</b>
3 基金⑦	12億364万円		
4 退職手当組合積立金	△1億327万円		
<b>投資など合計</b>	<b>28億7,470万円</b>		
<b>③流動資産</b>			
1 現金・預金⑧	5億3,384万円		
2 未収金⑨	9,014万円		
<b>流動資産合計</b>	<b>6億2,398万円</b>		
<b>資産合計</b>	<b>381億6,629万円</b>	<b>負債・正味資産合計</b>	<b>381億6,629万円</b>

※総務省が示した基準に基づき作成しています。

もっと分かりやすく例えると…

### 一世帯あたりのバランスシート（平成19年3月31日現在 4,698世帯）

借方＝資産	貸方＝負債＋正味資産
有形固定資産＝マイホームや土地、車など 738万円	負債＝マイホームなどのローン残高 371万円
投資など＝定期預金など 61万円	正味資産＝資産取得のための自己資金 441万円
流動資産＝現金や普通預金 13万円	
<b>計 812万円</b>	<b>計 812万円</b>



- ①公共施設や学校などを建設するために国などから借りたお金で、1年以上の期間をおいて返さなければならぬお金です。
- ②年度末に全職員が自己都合により退職すると仮定した場合に支払わなければならない退職金総額です。
- ③国などから借りているお金で、1年以内に返さなければならぬお金です。
- ④資産を取得するために使ったお金のうち、国や道からの補助金、税金などの総額です。これらのお金は返済する義務がないため正味資産（純資産）とします。
- ⑤土地、建物など一会計年度を超えて行政サービスを提供するために使用される資産のうち、有形であるもの。土地を除いては減価償却しています。
- ⑥檜山広域行政組合などの関係団体への出資金や災害援護資金などの貸付金があります。
- ⑦「社会福祉基金」や「担い手育成基金」などの年度間で流動性の低い基金（貯金）です。
- ⑧「財政調整基金」や「減債基金」など年度間で流動性の高い基金（貯金）です。
- ⑨町税や使用料などのうちまだ収入されていないお金です。

## 「バランスシート」からわかること

### ■社会資本形成の世代間負担比率

公共施設等の社会資本（資産）の形成が、どの世代の負担に多く頼っているのかを表し、①これまでの世代がすでに負担した金額の割合よりも、②これからの世代に負担してもらうこととなる金額の割合の方が低いことが望ましいと言われています。

### ①これまでの世代がすでに負担した金額の割合

$$\frac{\text{正味資産合計}}{\text{有形固定資産合計}} \times 100 = \frac{207\text{億}3,868\text{万円}}{346\text{億}6,761\text{万円}} \times 100 = 59.8\%$$

### ②これからの世代に負担してもらうこととなる金額の割合

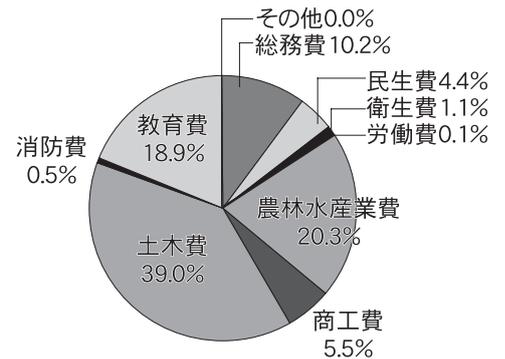
$$\frac{\text{負債合計}}{\text{有形固定資産合計}} \times 100 = \frac{174\text{億}2,761\text{万円}}{346\text{億}6,761\text{万円}} \times 100 = 50.3\%$$

※将来の負担を考えると、②の割合が低い方が望ましい

### ■有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産に対する目的別の割合は、土木費が39.0%と全体の約4割近くを占めています。これは道路や港湾を整備したことによるものです。次に農林水産業費が20.3%で産業振興基盤を整備したことによるものです。また、教育費においては学校等の教育施設の整備によって割合が高くなっています。

目的	主な事業内容	金額	割合
総務費	庁舎など	35億3,512万円	10.2%
民生費	保育所、福祉施設など	15億3,934万円	4.4%
衛生費	健康センター、保健センターなど	3億6,997万円	1.1%
労働費	労働関係施設など	2,376万円	0.1%
農林水産業費	農業基盤整備、林道、漁港など	70億2,399万円	20.3%
商工費	キャンプ場などの観光施設	18億9,237万円	5.5%
土木費	道路や港湾など	135億3,649万円	39.0%
消防費	防災行政無線、災害用備蓄庫など	1億8,490万円	0.5%
教育費	学校やプールなど	65億4,709万円	18.9%
その他	その他の公共施設整備	1,458万円	0.0%
合計		346億6,761万円	100.0%



平成18年度のバランスシートを見ると、資産と負債・正味資産の金額は、三百八十一億六千六百二十九万円と多額になっていますが、資産のうち有形固定資産は売却の難しい道路や学校などの資産がほとんどを占めており、すぐ使える流動資産は六億二千三百九十八万円と全体の1.6%ほどしかありません。一方、負債は百七十四億二千七百六十一万円となっており、貸方全体の45.7%と高い割合を占めています。この負債は将来返済しなければならぬお金です。

また、負債の約8割は地方債が占めています。この地方債は、長い期間使用する施設などの建設費用を翌年度以降に使う人にも負担してもらうために複数年にわたって返済するという目的もあります。こうすることにより行政サービスの公平と利用者負担の平準化が図られる仕組みとなっていますが、できることなら将来への負担は少ないほうが理想です。そのため、せきたな町では事務事業や大型事業の見直しを図っているところです。

# 平成19年度 せたな町 表彰式

11月2日、温泉ホテルきたひやまにおいて、平成19年度せたな町表彰式が開催されました。受賞者は下記のとおりです。



当日の出席者による記念写真

## 功勞表彰受賞者

●**齊藤洋一郎**（前せたな町議会議員）北檜山区  
旧北檜山町議会議員及びせたな町議会議員として多年にわたり在職され、その間旧北檜山町議会副議長として8年、旧北檜山町議会議長として2年務め、本町の地方自治の振興に多大な貢献をされました。



受賞者を代表してお礼の言葉を述べる輪島猛雄氏

## 勤続表彰受賞者

●**大野忠勝**（前せたな町議会議員）大成区  
勤続15年。  
旧大成町議会議員（H4.7.20～H17.8.31）  
せたな町議会議員（H17.9.1～H19.4.30）

●**輪島猛雄**（せたな町固定資産評価審査委員会委員）大成区  
勤続15年。  
旧大成町固定資産評価審査委員会委員  
（H4.11.16～H17.8.31）  
せたな町固定資産評価審査委員会委員（H17.9.1～現在）

## 善行表彰受賞者

●**宮本一敏** 北檜山区  
本町の社会福祉の振興のため、その基金として多額の金品を寄付されました。

●**株式会社松本組 代表取締役社長 宮部英一** 函館市  
平成10年度から10年間、太田神社例大祭に併せて実施されている花火大会に使用する船舶を地域貢献として無償提供されました。

※せたな町表彰条例に基づいて表彰を行っております。

## 「道南圏域少子化フォーラム」開催のご案内

急速に少子化が進行する中、次世代を担う子どもたちを健やかに心豊かに育むために、誰もが子育てに参加しやすい社会環境をめざして、父親、企業、地域そして若者の立場から未来へ向けてのメッセージを考えてみたいと思います。関心のある方は、どなたでもお気軽にご参加ください。

- 日時／12月15日（水）13:00～16:30
- 会場／檜山支庁講堂（江差町陣屋町336-3）
- 主催／北海道檜山保健福祉事務所  
北海道教育庁檜山教育局
- 参加料無料／託児あります

※このフォーラムは、道民カレッジ連携講座です。カレッジ手帳をお持ちの方はご持参ください。



- 内容／基調講演「讃嘆」（さんたん）  
講師 ラッキーピエログループ代表 王 一郎 氏
- シンポジウム  
テーマ「子どもを育む社会へのメッセージ」～子育て、それは、これからの未来づくり～
- シンポジスト
  - ・今金小学校「おやじも出番」PTA会長 林 晃一 氏
  - ・株式会社ナルミ通販事業部常務取締役 鳴海 周平 氏
  - ・江差町町民福祉課福祉係長 中田 二美子 氏
  - ・北海道瀬棚商業高等学校第3学年 天沼 望 氏  
（平成18年度北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会委員）

■申込み・問い合わせ先  
檜山保健福祉事務所保健福祉子ども・保健推進子ども未来係  
TEL0139-52-1053 FAX0139-52-1074 E-mailアドレス/esashiho.soumu2ppref.hokkaido.lg.jp

が変わります



# 遺失物法

落し物や忘れ物の取扱方法を定めた

落し物や忘れ物の取扱方法を定めた「遺失物法」が改正されます。

いつから変わるの？

12月10日 月 から

どう変わるの？

●保管期間が3ヶ月に

落し物や忘れ物の保管期間が3ヶ月になります。

●インターネットで公表

落し物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、探しやすくなります。

●個人情報が入ったものは

携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、拾った人が所有権を取得できないこととなります。

●傘や衣類など

傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却することとなります。

●遺失物法の対象外

動物愛護法による引取りの対象となった犬・ねこは、遺失物法の対象外となります。

※ご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

問い合わせ先

せたな警察署会計給与係  
☎0137-84-6110

## ノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう

■問い合わせ先／北海道八雲保健所 ☎0137-63-2168

例年、冬季にはノロウイルスによる食中毒が多く発生しています。

●ノロウイルスとは

「小型球形ウイルス (SRSV)」とも呼ばれ、その名のとおりに非常に小さく、丸い形をしたウイルスです。食品の中では増えず、感染した人の腸内で増殖します。調理従事者の手指を介して汚染された食品を食べた場合や、汚染された貝類を生あるいは十分に加熱せずに食べた場合に感染します。

さらに、このウイルスの感染力は非常に強く、感染者の便や吐物による二次感染も報告されています。

●予防の方法は

飲食店や食品工場、集団給食施設など食品を取り扱う施設はもとより、家庭においても十分に注意し、ノロウイルスの食中毒を防ぎましょう。

- ・調理前、作業の変わり目、用便後などには必ず手指を十分に洗いましょう。
- ・冷蔵庫で生の食材と調理済みの食品を保管するときは、それぞれ分けて保管しましょう。
- ・まな板、包丁、ふきんなどは、使用のたびによく洗浄し、消毒、乾燥し、常に清潔に保ちましょう。また、これらの調理器具は、食材別、加熱品・非加熱品の別にそれぞれ専用のものを使い分けましょう。
- ・食品取扱い施設では、従事者の健康状態に常に気を配り、お腹の具合が悪い時などな、直接食品に接触するような作業は控えましょう。
- ・ノロウイルスは加熱によって死滅します。食品は十分に加熱しましょう。

## 平成19年度 消防設備士講習

●講習受付期間／平成19年11月26日（月）～12月20日（木）

●講習実施期間／平成20年1月16日（水）～3月18日（火）

講習地及び会場		実施年月日	講習区分
函館市	函館市民会館 函館市湯川町1丁目32番1 ☎0138-57-3111	2月7日（木）	警報設備
		2月8日（金）	消火設備、避難設備・消火器
札幌市	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7丁目53 ☎011-747-1457	1月16日（水）	消火設備
		1月17日（木）	警報設備
		1月18日（金）	避難設備・消火器
		3月11日（火）	警報設備
		3月12日（水）	消火設備
		3月13日（木）	避難設備・消火器
		3月14日（金）	警報設備
室蘭市	室蘭市民会館 室蘭市輪西町2丁目5-1 ☎0143-44-1113	1月24日（木）	警報設備
		1月25日（金）	消火設備、避難設備・消火器
苫小牧市	苫小牧市民会館 苫小牧市旭町3丁目2番2号 ☎0144-33-7191	2月21日（木）	警報設備
		2月22日（金）	消火設備、避難設備・消火器
講習区分		消火設備（甲乙1,2,3類）、警報設備（甲乙4類・乙7類） 避難設備・消火器（甲乙5類、乙6類）、特殊消防用設備等（甲種特類）	

- 対象者／
- 1 消防設備士免許交付後、2年以内に講習を受講していない方
  - 2 上記1の講習を受けた日から5年以内の方でこの講習を受講していない方
  - 3 上記12の受講期間を経過している方

●受講手数料／講習区分ごとに7,000円（北海道収入証紙）です。  
※お問合せ並びに受講申請書、実施要領については最寄りの消防署へお問合せください。

■問い合わせ先／・せたな消防署予防係☎0137-84-5709  
・瀬棚支署予防係☎0137-87-3344 ・大成支署予防係☎01398-4-5401

# 生涯せたな町で暮らすプロジェクト

少子高齢化や格差社会など私たちを取り巻く環境が大きく変化している中で、健康で幸せに暮らすことは誰もが望むことです。笑顔がたえない町づくりを実現するには町民・団体・行政が連携し、「福祉サービス」・「子育て環境」・「健康づくり」・「産業の活性化」・「防犯強化」などの各事業が一つの輪となって支え合う事が大切です。

せたな町では健康で幸せに暮らし続けることができる町づくりを、町民の皆さんと一緒に進めてまいります。



## 福祉サービス

- 配食サービス**／独居老人、高齢者夫婦世帯に栄養バランスのとれた食事の提供と、安否の確認を行います。
- 除雪サービス**／冬期間に自力で除雪が困難な高齢者などに対して除雪を実施します。
- 入浴サービス**／家庭内での入浴が困難な高齢者及び障害者に対して施設での入浴を実施します。
- 移送サービス**／一般車両による移動が困難な高齢者に対して、福祉専用車両により医療機関へ送迎します。
- 高齢者及び身障者入浴サービス**／町直営の温泉施設を利用する場合、入浴料の助成を行います。
- 緊急通報サービス**／一人暮らしや高齢者夫婦世帯に緊急通報システムを設置し、緊急時の安全を確保します。
- 外出支援サービス**／公共交通機関の利用困難な高齢者や重度障害者の外出支援のため、タクシー券を発行します。
- 家庭介護用品支給事業**／在宅で高齢者等を介護している家族の方に、介護用品購入費用の一部を助成します。

## 健康づくりの推進

- 転倒予防事業**／65歳以上の方を対象に専門の講師による運動を主とした転ばない体作りを実践します。
- 母子保健事業**／幼児の健康診査、子どもの健康づくり講座を開催し、母子保健の知識普及を行います。
- 予防接種事業**／伝染の危険性がある疾病の発生・まん延を予防するための、予防接種を実施します。
- 健康づくり推進事業**／若者の健康診査と禁煙治療に対して一部助成をおこない、疾病の予防と健康意識の高揚を図ります。

## 子育て支援

- 保育所通園助成事業**／大成保育園へ通園している児童の交通費の助成を行います。
- 高等学校通学生徒定期券補助事業**／町内に住所を有し、路線バスにより檜山北高等学校及び瀬棚商業高等学校へ通学している生徒を対象に定期券購入費用の一部を補助します。

## 生涯学習

- 高齢者大学**／高齢者の方を対象に様々な講座などを開催し、生涯学習の実践と福祉・交流を行います。

## 産業後継者の育成

- 産業担い手育成対策事業**／町内で新たに産業を営み、また新たに産業に就業する方に支援を行います。

## 観光PR事業

- 観光PR事業**／手作りの観光ポスターを作製し町のPRと観光客の増加を図ります。

## 国際交流

- 国際交流事業**／姉妹都市提携を結んでいるアメリカ合衆国ハンフォード市との交流を推進します。

## 防犯・交通安全

- 防犯・交通安全対策事業**／交通安全街頭啓発などを実施して交通安全の意識高揚を図ります。町内会等で自主的に街路灯を新設した場合に補助を行い防犯強化に努めます。

## “地域再生チャレンジ交付金” を活用します。



北海道では、過疎化や高齢化など地域格差の是正に向けて、市町村が住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取り組みに対し、交付金による支援をおこなう制度「地域再生チャレンジ交付金」を今年度よりスタートしました。

せたな町では、この制度を活用し、高齢者福祉サービス、健康づくりの推進、子育て支援、産業後継者の育成など、皆さんが健康で幸せに暮らし続ける事ができる町づくりを目指し「生涯せたな町で暮らすプロジェクト」を推進します。

■問い合わせ先／政策調整課まちづくり推進係[担当：吉田、白戸] ■0137-84-5111

# 平成20年4月から 特定健診・保健指導がスタート

今までの基本健診(生活習慣病健診)が  
「特定健診・特定保健指導」に変わります

生活習慣病(メタボリックシンドローム)に着目した特定健診・特定保健指導がはじまります。年々増え続ける医療費の多くは、高血圧・糖尿病などの生活習慣病に関連した病気であり、せたな町でも50代からの受診が増えています。そのため、医療費を下げることを目的に、早期発見・早期治療から『病気予防・生活習慣改善』に重点をおいた健診・指導が変わります。

## ■特定健診とは？

Q 特定健診ってだれが受けるの？

A 40歳～74歳までの人が対象です。せたな町の国民健康保険加入者はせたな町が、共済組合や会社の社会保険加入者は、それぞれの医療保険者が実施することに法律で義務付けられました。

Q 特定健診って何をやるの？

A これまで町で行ってきた基本健診(生活習慣病健診)での血液や尿検査、腹囲測定など、ほぼ同様の健診を行います。

## ■特定保健指導とは？

Q 特定保健指導は健診を受けた人全員受けるの？

A 健診結果により、定められた基準に該当する人は、結果に合わせた生活習慣改善の保健指導を保健師・管理栄養士などから、一定期間受けることになります。

基本健診  
(生活習慣病健診)

▶  
特定健診・  
特定保健指導

※詳しい内容が決まりしだい、お知らせいたします。

■問い合わせ先／町民児童課国保医療係、保健福祉課保健推進係 ☎0137-84-5111

## ご存知ですか？ 裁判員制度

函館地方検察庁では、職員を派遣して、裁判員制度についての説明会を開催しています。町内会、職場研修などの機会に、詳しい話を聞いてみてはいかがでしょうか。

### Q.法律のことを知らなくても大丈夫？

A.「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続」などについては、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。法律の専門家でない人たちの感覚を裁判の内容に反映することとなりますので、みなさんには、日常生活における豊富な経験に基づき判断していただきます。裁判官と裁判員が十分に話し合いながら評議をしますので、法律のことを知らなくても大丈夫です。さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんにわかりやすい裁判が行われるよう努力します。



■問い合わせ先 函館地方検察庁企画調査課 [担当/塚田] ☎0138-41-1234